

貝塚市新庁舎整備事業 概要版

市では、令和4年5月の供用開始をめざし、新庁舎の整備を進めています。

基本理念・基本方針

『人がつどい 未来輝く 安全・安心な庁舎』



基本理念

人がつどい庁舎

多様な世代の交流や情報発信の拠点としての機能を備えた「つどいの場」となることをめざします。

未来に輝く庁舎

市民や議会、行政が一体となり、これからの貝塚市を担う将来世代に輝く未来をつなぐための、まちづくりを行う拠点となることをめざします。

安全・安心な庁舎

災害時の業務継続機能を確保し、市民の安全・安心を支える防災拠点となることをめざします。

基本方針

市民交流の場となる庁舎

複合する施設の特性を活かした市民交流の場となる庁舎とします。

誰もが利用しやすい庁舎

ワンストップサービスの実現やユニバーサルデザインを取り入れた、市民の利便性の向上を図る庁舎とします。

柔軟で機能的な庁舎

将来の変化にも対応可能な、効率的で機能的な庁舎とします。

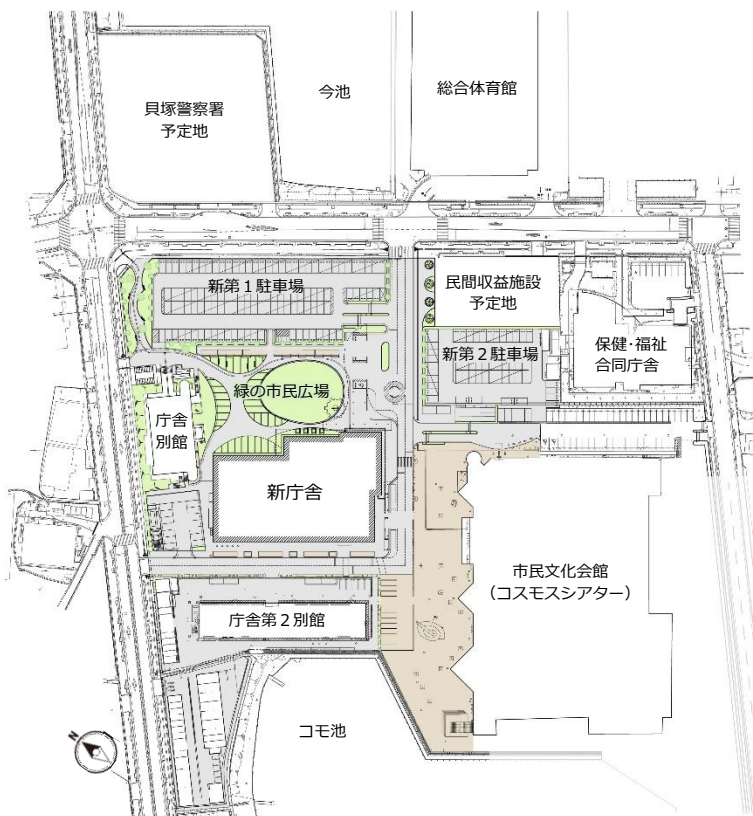
市民を支える安全・安心な庁舎

安全性を確保し、災害時の防災拠点としての機能を備えた庁舎とします。

環境にやさしい庁舎

自然エネルギーの活用と省エネルギー化の推進を図り、環境に配慮した庁舎とします。

新庁舎の計画概要（敷地、建築、構造）



所在地	貝塚市畠中1丁目17番1号
敷地面積	16,084.01 m ²
構造・階数	鉄骨造・地上6階
建築面積	2,387.26 m ²
延床面積	11,998.17 m ²
駐車台数	177台
駐輪台数	90台
構造分類	耐震構造
構造安全性の分類	I類
建築非構造部材の耐震安全性	A類
建築設備の耐震安全性	甲類

※ 新庁舎の延床面積（11,998.17 m²）は、撤去及び新庁舎への機能移転を行う既存庁舎、庁舎別館、庁舎分室、教育庁舎、職員会館、市民福祉センター、ゆうゆう館の延床面積の合計 15,113.02 m²と比較し、約 20.6%の延床面積の削減となります。



新庁舎の特徴

- ワンストップサービスの実現
- 防災拠点としての機能（非常用発電機、防災広場、福祉避難所、マンホールトイレ等）
- 誰もが利用しやすい配慮（多目的トイレ、ベビールーム、キッズコーナー、バリアフリー等）
- 窓口部門を1・2階に配置し、関連窓口を近接（移動を最小限にし、会議室の共用など利便性を向上）
- 3・4階に市民福祉センターを複合化
- 来庁者駐車場を新庁舎北側に集約し、歩行者の安全を確保

事業費と財政措置

新庁舎整備事業は、民間の創意工夫の発揮による公共施設サービスの質の向上と、財政負担の軽減を図ることが可能となるPFI手法とし、新庁舎の設計、建設工事、現庁舎等の解体、新庁舎整備後25年間の維持管理及び運営等を行う事業、並びに事業用地の一部を活用した民間収益施設の整備、維持管理及び運営を行う事業を一体として行います。

【事業費】

事業契約金額	： 8,639,140,390 円
施設整備費	： 6,383,538,325 円
維持管理費等	： 2,255,602,065 円

【財政措置】

事業費については、PFIにおける民間資金の活用により割賦払いが可能となることから、財政負担を平準化することができます。

また、施設整備費については、国の「公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）」による交付税措置を受けられることから、最大限に活用し、更なる財政負担の軽減を図ります。



新庁舎の各階配置

市民が訪れやすく、わかりやすい開かれた庁舎

- 窓口部門は1・2階に配置し、3階に災害対策本部、6階に議会関係諸室を配置します。
- 来庁者にとってわかりやすいオープンカウンター形式の執務室とし、2層吹抜けのエントランスホールや各階中央に設けたエコシャフト（吹抜け）により、一体感のある庁舎とします。
- 市民福祉センターは3・4階の東側とし、市役所とはエントランスを分けた計画とします。

6階

議会関係諸室
多目的ホール

5階

執務室

4階

老人福祉センター
執務室

3階

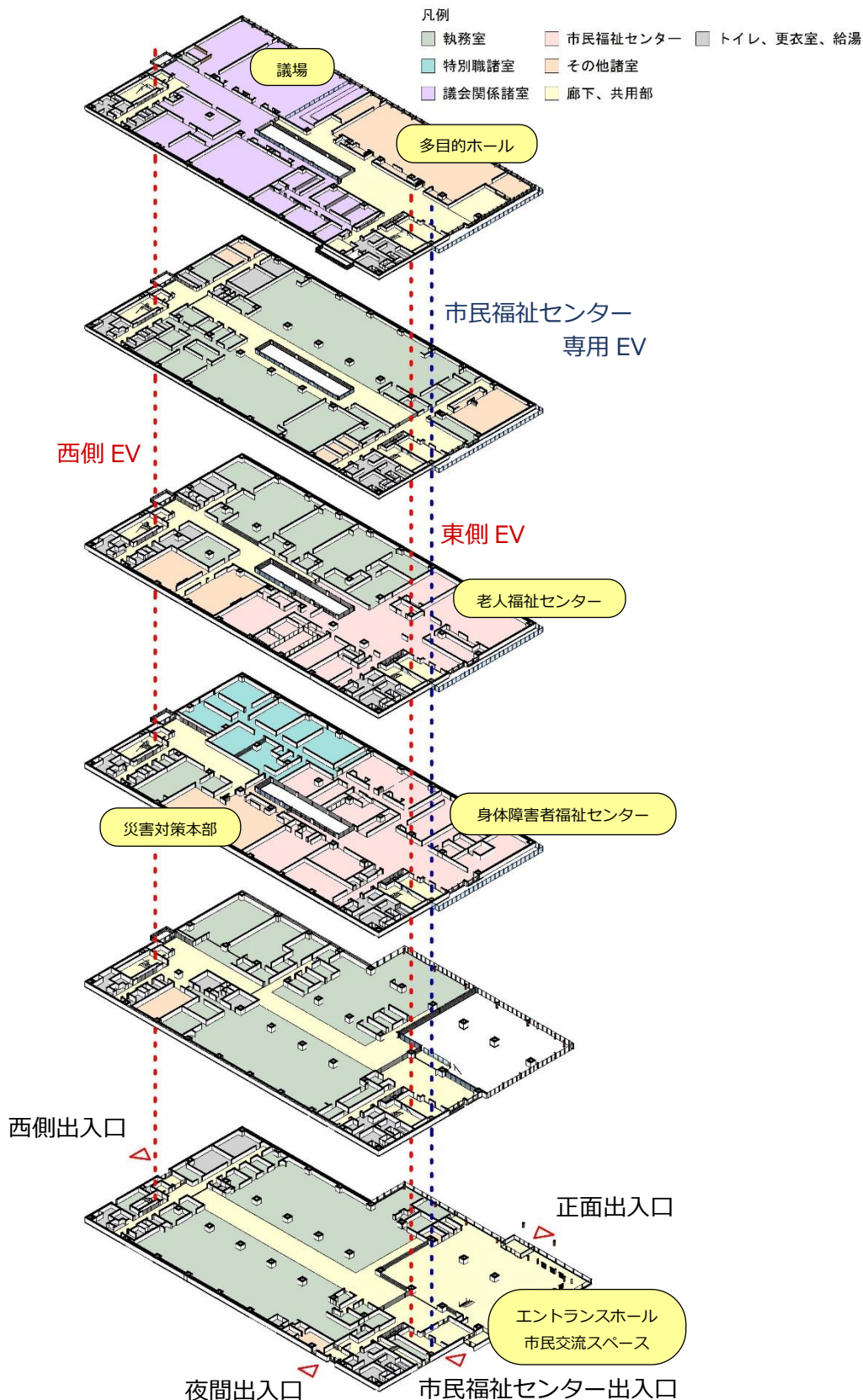
災害対策本部
身体障害者福祉センター
特別職諸室
執務室

2階

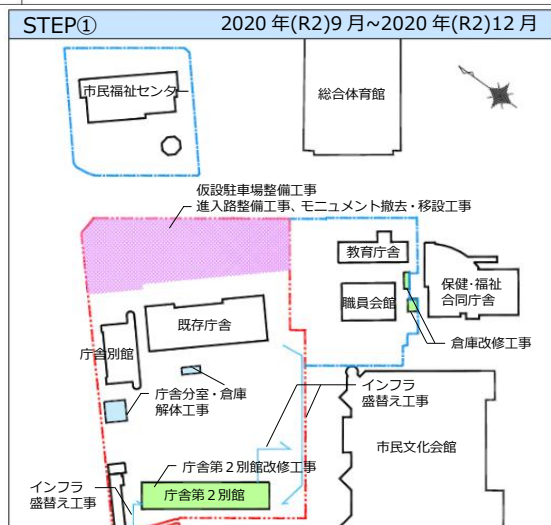
執務室

1階

市民交流スペース
執務室

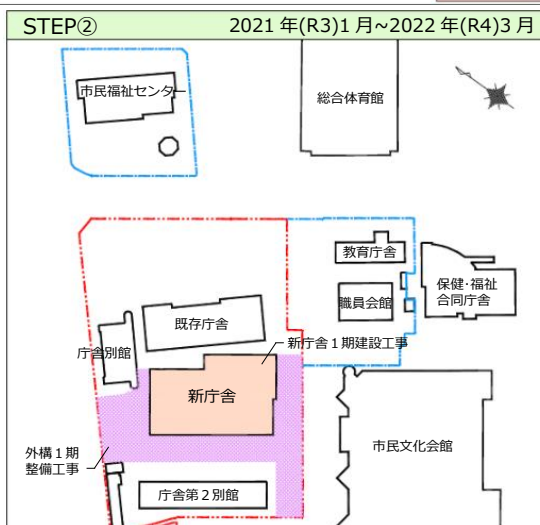


新庁舎整備事業のスケジュール



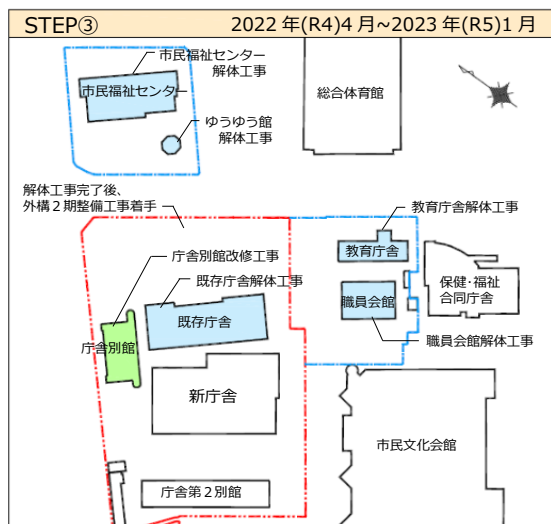
STEP①

- 仮設駐車場整備、インフラ盛替え工事を行います。
- 進入路整備工事、モニュメント撤去・移設工事を行います。
- 庁舎第2別館、倉庫の改修工事を行います。



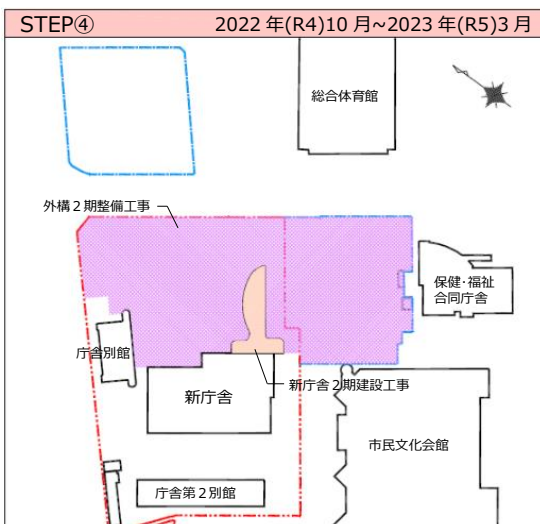
STEP②

- 新庁舎1期建設工事を行います。
- 外構1期整備工事（公用駐車場等整備工事）を行います。



STEP③

- 新庁舎が完成・移転後、既存庁舎、市民福祉センター、ゆうゆう館、職員会館、教育庁舎の解体工事を行います。
- 解体工事が完了後、外構2期整備工事（新第1駐車場、新第2駐車場、緑の市民広場整備工事）に着手します。
- 庁舎別館の改修工事を行います。



STEP④

- 新庁舎2期建設工事（キャノピー建設工事）を行います。
- 外構2期整備工事を行います。
- 継続して庁舎別館の改修工事を行います。

凡例

- 敷地境界線
- 工事範囲
- 解体建物
- 改修建物
- 新設建物
- 屋外工事範囲

時 期	内 容
令和3年3月 ～ 令和4年3月	新庁舎建設工事
令和4年3月	新庁舎の整備完了
令和4年4月	新庁舎の什器備品の設置、書類等の移動
令和4年5月	維持管理業務、運営業務及び付帯事業の開始 (令和29年3月 上記事業の終了)
	新庁舎の供用開始
令和4年5月 ～ 令和5年3月	市役所別館改修工事、現庁舎等の解体撤去 及び新庁舎の駐車場等外構施設の整備
令和5年3月	駐車場等外構施設の引渡し

発行・お問合せ窓口

貝塚市 総務市民部総務課 新庁舎整備担当

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号

E-mail : seibi@city.kaizuka.lg.jp

TEL : 072-433-7073 FAX : 072-433-7511